第2章 東京の潜在危険要因等

第1 東京の特殊性

近年における大都市東京を取り巻く環境は、急激なスピードで変化を続け、建物等の快適性、利便性等が向上する一方、この著しい変化の中には、逆に防火安全性の低下を招く可能性があるものも見受けられる。

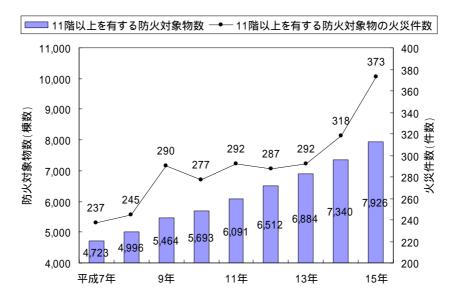
以下に示す項目、データ等は、防火安全性の低下の要因となり得る大都市東京が抱える特殊性を抽出したものである。

1 防火対象物の高層・深層・大規模化

(1) 防火対象物の高層化

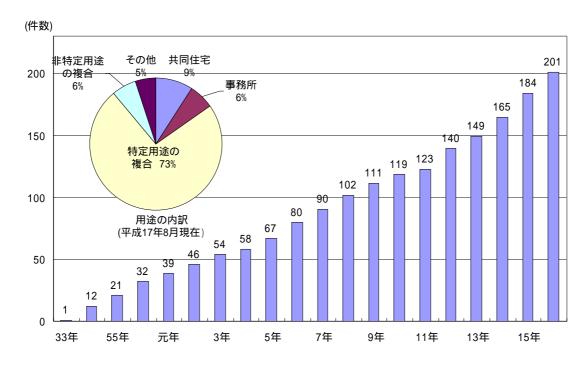
東京消防庁管内における 11 階建以上の防火対象物数は、年々増加している。また、11 階建以上の防火対象物から発生した火災を平成 7 年から平成 15 年の 9 年間でみると、約 8 割以上がぼやで収まっているが、火災件数は増加傾向を示している(図2.1.1.1 参照)。

また、東京消防庁管内における高さ 100m以上の超高層建築物数は、過去 10年で 2 倍以上に増加しているとともに、その用途内訳をみると、特定用途の複合防火対象物が 7割を示していることから、東京消防庁管内の防火対象物は、高層化・複合化の傾向にあるといえる(図 2.1.1.2 参照)。



- 1 火災件数は、耐火構造の建物から出火した建物火災について集計
- 2 建物の屋上にある別棟とみなされる建物から出火した場合は、階層を合算
- 3 治外法権火災を除く

図 2.1.1.1 11 階以上を有する防火対象物数と火災件数の推移(東京消防庁管内)

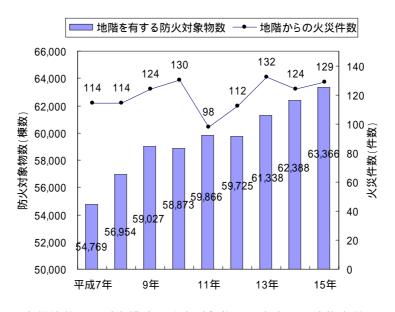


出典:用途の内訳は東京消防庁予防情報システムより集計

図 2.1.1.2 超高層建築物(高さ 100m以上)数の推移(東京消防庁管内)

(2) 防火対象物の深層化

東京消防庁管内における地階を有する防火対象物数は、年々増加しているとともに、 地階から発生した火災件数も漸増傾向を示している(図2.1.1.3 参照)。 さらに、地下 4階以下の深層地下階を有する防火対象物数をみても年々増加している(図2.1.1.4 参照)。



- 1 火災件数は、耐火構造の防火対象物から出火した建物火災について集計
- 2 治外法権火災を除く

図 2.1.1.3 地階を有する防火対象物数と火災件数の推移(東京消防庁管内)

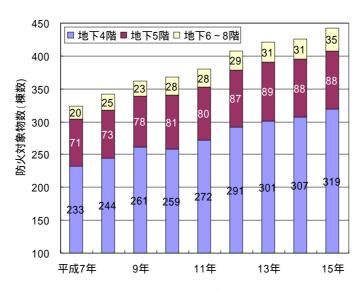
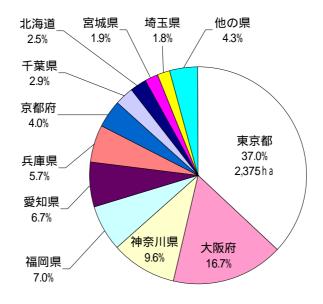


図 2.1.1.4 地下 4 階以下の階を有する防火対象物数の推移(東京消防庁管内)

(3) 防火対象物の大規模化

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会情勢の変化にわが国の都市が十分対応できたものとなっていないことに鑑み、これらの社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、平成14年6月1日に都市再生特別措置法が施行され、東京都心では、「東京オリンピック以来」といわれるほど、大規模な再開発プロジェクトが多数進められている。この都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域の指定状況をみると、指定された地域の面積の合計は、東京都が最も広く、今後も品川、汐留、六本木等の数十万㎡規模の複合再開発と同様のものが、東京各地で次々と予定されている(図2.1.1.5、表2.1.1.1参照)。



出典:都市再生本部ホームページ「都市再生緊急整備地域の指定状況」より作成

図 2.1.1.5 都道府県別の都市再生特別措置法適用状況(平成 17年8月30日現在)

表 2.1.1.1 東京都の都市再生特別措置法適用状況 (平成 17年8月 30日現在)

都市再生特別地区
認定都市再生事業計画
(仮称)東京駅八重洲口開発事業
丸の内 1-1 地区
南青山一丁目団地建替プロジェクト
(仮称)東京ミッドタウンプロジェクト
(仮称)UDXビル計画(秋葉原 3-1 街区)
臨海副都心有明南 L M2・3 区画開発事業
晴海二丁目地区都市再生事業
勝どき 6 丁目地区市街地再開発事業
大崎駅西口E東地区((仮称)大崎西口開発計画)
大崎駅西口A地区

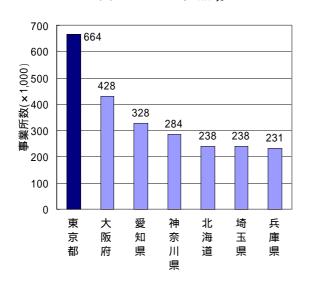
出典:都市再生本部ホームページ「都市再生緊急整備地域の指定状況」より

2 都市の過密化

(1) 事業所数

東京の事業所数及び従業員数は、他府県と比べて圧倒的に多い(図 2.1.2.1、図 2.1.2.2 参照)。

また、百貨店等、ホテル、劇場・映画館、病院等の用途別にみても、東京は全国 1 位を占めており、様々な用途の事業所が集中している都市であることが伺える(図 2.1.2.3~図 2.1.2.12 参照)。



出典:総務省統計局「事業所・企業統計調査」 (平成16年)より

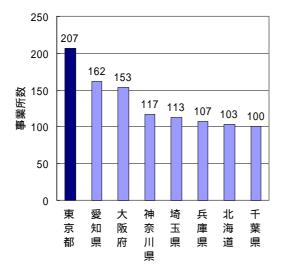
図 2.1.2.1 都道府県別の事業所数

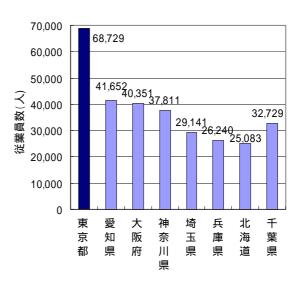


出典:総務省統計局「事業所・企業統計調査」 (平成 16 年)より

図 2.1.2.2 都道府県別の従業員数

ア 百貨店・総合スーパー



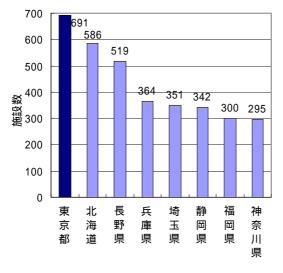


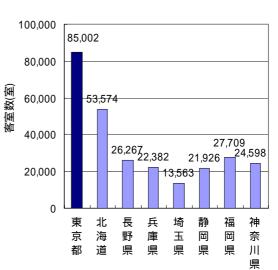
出典:総務省統計局「平成 16 年事業所・企業 統計調査速報集計結果」より 出典:総務省統計局「平成 16 年事業所・企 業統計調査速報集計結果」より

図 2.1.2.3 都道府県別の百貨店・総合スーパー事業所数

図 2.1.2.4 都道府県別の百貨店・総合スーパー従業員数

イ ホテル



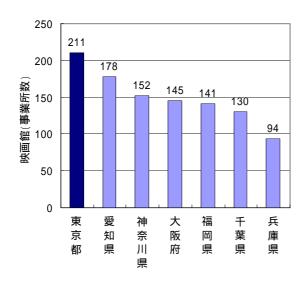


出典:厚生労働省大臣官房統計情報部「衛 生行政報告例」より 出典:厚生労働省大臣官房統計情報部「衛 生行政報告例」より

図 2.1.2.5 都道府県別のホテル数 (平成 15年)

図 2.1.2.6 都道府県別のホテル客室数 (平成 15年)

ウ 映画館・劇場



25,000 22.110 20,000 映画館入場者数(千人) 15,000 12,128 1<u>2,0</u>11 8.970 10,000 7,292 7,541 5,954 5,000 0 愛 東 福 兵 京 葉 庫 知 奈 阪 畄 都 Ш 府 県 県 県 県

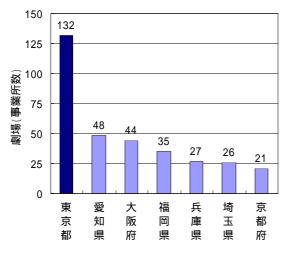
出典:経済産業省「特定サービス産業実態 調査 速報」より

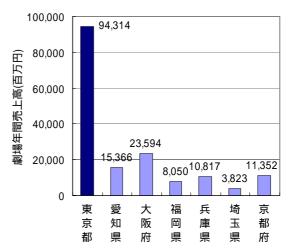
調宜 迷報」より

出典:経済産業省「特定サービス産業実態 調査 速報」より

図 2.1.2.7 都道府県別の映画館数 (平成 16 年)

図 2.1.2.8 都道府県別の映画館入場者数数 (平成 16 年)





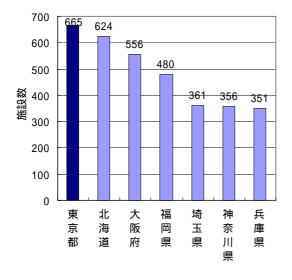
出典:経済産業省「特定サービス産業実態 調査 速報」より

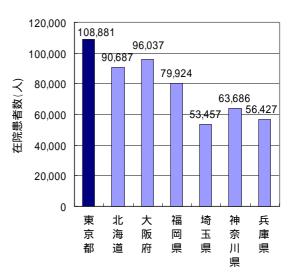
出典:経済産業省「特定サービス産業実態 調査 速報」より

図 2.1.2.9 都道府県別の劇場数(平成 16年)

図 2.1.2.10 都道府県別の劇場年間売上高 (平成 16 年)

工病院





出典:厚生労働省「医療施設動態調査月報 (概数)」より

出典:厚生労働省「医療施設動態調査月報 (概数)」より

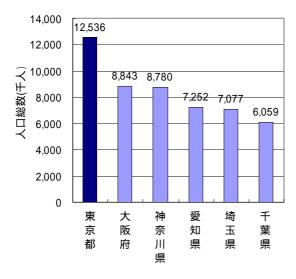
図 2.1.2.11 都道府県別の病院数 (平成 17 年 2 月末)

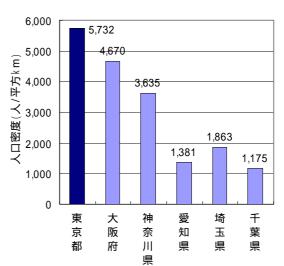
図 2.1.2.12 都道府県別の在院患者数 (平成 17 年 2 月末)

(3) 人口総数及び人口密度

東京の人口総数約 1,300 万人は、全国総人口の約 1 割を占めており、人口密度とと もに全国 1 位を示している(図 2.1.2.13、図 2.1.2.14 参照)。

また、都内に通勤、通学する人はさらに多く、「東京都昼間人口の予測」では、昼間 人口約 1450 万人と見込まれている。





出典:各都県の推計人口月報(平成 17 年8月1日現在)より

図 2.1.2.13 都道府県別の総人口

出典:各都県の推計人口月報(平成 17 年 8 月1日現在)より。(ただし、愛知県 は平成15年10月1日現在の数値を使 用。)

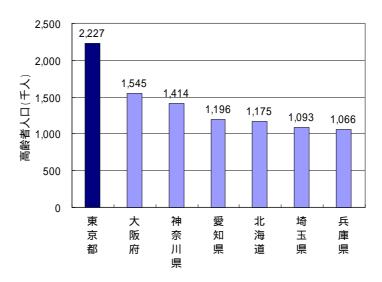
図 2.1.2.14 都道府県別の人口密度

3 高齢者・外国人等の増加

(1) 高齢者人口

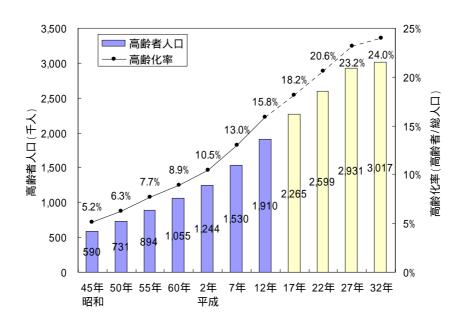
東京都における 65 歳以上の高齢者人口は、全国 1 位の約 223 万人である(図 2.1.3.1 参照)。

また、高齢者人口は、今後も年々増加し続け、平成 17 年の高齢化率は、20 年前の約 2 倍の 18.2%、平成 27 年には 23.2%と、直線的に上昇していくことが予測されている(図 2.1.3.2 参照)。



出典:総務省統計局「人口推計年報」より

図 2.1.3.1 都道府県別の高齢者(65歳以上)の人口(平成16年10月1日現在)



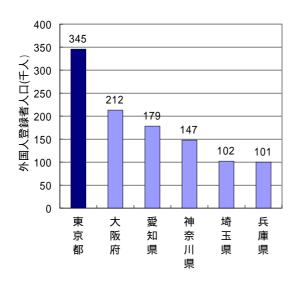
出典 1 昭和 45 年から平成 12 年は東京都総務局「東京都統計年鑑 平成 13 年」より 出典 2 平成 17 年以降は東京都総務局「東京都男女年齢(5 歳階級)別人口の予測 平成 15 年 3 月」よる予測値

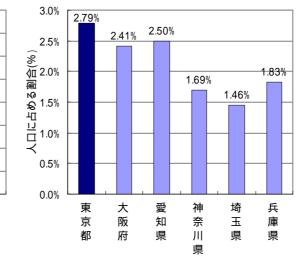
図 2.1.3.2 高齢者人口及び高齢化率の推移(東京都)

(2) 外国人登録人口

東京都における外国人登録人口は、平成 16 年末で全国 1 位の約 34 万人であり、東京都人口の 2.79%を占めている(図 2.1.3.3、図 2.1.3.4 参照)。

また、外国人登録人口は、平成8年から平成16年まで毎年増加を続け、平成16年 1月1日現在で、過去最大の35万5,000人を記録している(図2.1.3.4参照)。





出典:法務省入国管理局「外国人登録者統計」 より

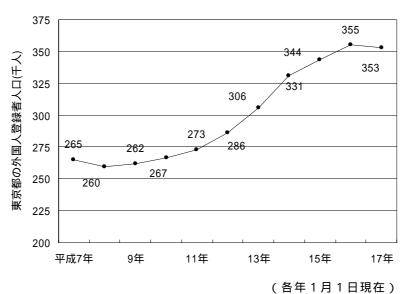
図 2.1.3.3 都道府県別の外国人登録人口

(平成 16 年末)

出典:法務省入国管理局「外国人登録者統計」 より

> 人口に占める割合 = 外国人登録人口 / 平成 16 年 10 月 1 日現在の人口

図 2.1.3.4 都道府県別の外国人登録人口の人口に占める割合(平成 16 年末)



出典:東京都人口統計「人口の動き」より

図 2.1.3.4 外国人登録人口の推移(東京都)

(3) 外国人訪問都市

国際観光振興機構が平成 15 年~16 年にかけて行った「訪日外国人旅行者調査」によると、訪日外国人の都道府県別訪問率は、1位が東京都(54.5%)で、外国人訪問者の半分以上が東京を訪れているといった結果となっている。以下、大阪府(27.0%)、神奈川県(15.8%)、京都府(15.2%)、千葉県(12.1%)の順となっており、上位都府県の顔ぶれはここ数年定着している(表 2.1.3.1 参照)。

			平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
東	京	都	58.3	56.0	56.5	52.7	54.5
大	阪	府	25.3	23.7	25.2	27.8	27.0
京	都	府	15.3	14.1	15.8	14.7	15.2
神	奈 川	県	14.3	15.3	15.6	15.8	15.8
千	葉	県	12.6	13.2	11.2	13.2	12.1
延	ベ 訪 問	率	212.2	200.4	204.4	210.7	198.2

表 2.1.3.1 訪問率上位都道府県の推移(%)

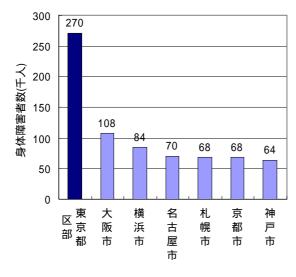
出典:国際観光振興機構「訪日外国人旅行者調査」(2003~2004)から

- 1 訪問率 = 「今回の旅行中に当該地を訪問した」と答えた回答者数:全回答者数(N)×100
- 2 延べ訪問率 = 各都道府県への訪問率を足し合わせた数値

(4) 身体障害者数

東京都区部の身体障害者数は、平成 15 年度末で大都市 1 位の約 27 万人である。(図 2.1.3.5 参照)。

また、東京都における身体障害者手帳の交付者は、毎年増加を続けており平成 15年度末では約39万人となっている(図2.1.3.6参照)。



出典:横浜市ポータルサイト大都市比較 統計年表(平成15年)より

図 2.1.3.5 大都市の身体障害者数

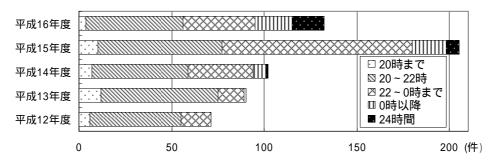
出典:東京都統計年鑑(平成 15 年)社会保 障より。

図 2.1.3.6 身体障害者手帳交付台帳登載状況 (平成 11~15 年度)

4 都市の24時間化

大規模小売店舗の年間営業時間などを規制した大規模小売店舗法の廃止にかわり、大規模小売店舗立地法が平成 12 年 6 月 1 日に施行され、営業時間の延長が届出だけで可能になってからは、営業時間を延長する店舗が増加している。図 2.1.4.1 は、営業時間変更の届出状況を示したものであるが、ここ数年、22 時以降の深夜営業を行う店舗の届出割合が半数以上を占めるようになってきている。

また、1980年代後半から急速に海外投資が増加し、貿易摩擦や円高などにより、海外投資や海外生産が急速に進展したのがこの時期である。この動きと合わせて金融の自由化などが起こり、海外資金の運用や海外為替市場への参入が起こった。このころから企業経営の国際化が加速し、現地時間に合わせた業務体制などにより企業活動が 24 時間化した。こうした企業活動の 24 時間化により、都市活動・都市生活も 24 時間化していったと考えられる。



出典:東京都労働産業局のホームページに掲示されている大規模小売店舗立地法届出より作成

図 2.1.4.1 営業時間変更の大規模小売店舗立地法届出状況(東京都)

5 不動産の証券化

近年、不動産証券化市場は、参加者の拡大や積極的な投資意向を背景に、着実に拡大を続け、短期間のうちに急激な拡大を続けている。その背景としては、資産のオフバランス化を企業が進めていること、さらには、不良債権処理等により企業が多くの土地を市場に放出していることが挙げられる。

平成 16 年度に実施された不動産証券化の対象となった不動産又はその信託受益権の額は、約7兆5千億円で、平成15年に比べると約1.9倍と大きく伸びている。平成16年度末までの単純累計は、約20兆円となっている(図2.1.5.1参照)。

証券化の対象となった不動産の主な用途について資産額ベースでみると、平成 16 年度では、オフィスが 31.1%、住宅が 13.6%、商業施設が 14.8%などとなっており、最近では用途の多様化がみられる。(図 2.1.5.2 参照)

出典:国土交通省「平成 17 年度 土地白書」より

1 不動産証券化

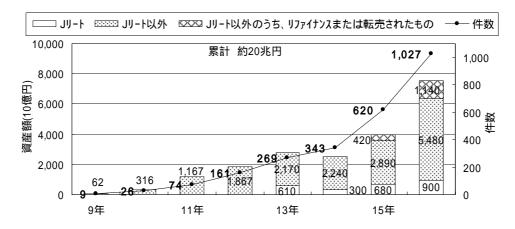
不動産の証券化という特別の目的のために設立された法人等が、証券を発行して投資家から資金を集めて不動産に投資し、そこから得られる賃料収入等の収益を投資家に配分する仕組みである。

2 オフバランス

財務体質を改善するために、保有していた資産を譲渡することによって、バランスシート(貸借対照表)から外すこと。不動産等の資産をバランスシートから外すことで、財務指標の一つであるROA(資産収益率)の改善が図れ、過剰に資産(不動産)を抱え込んだバランスシートの調整や資産の調整をすることができる。

3 リリート

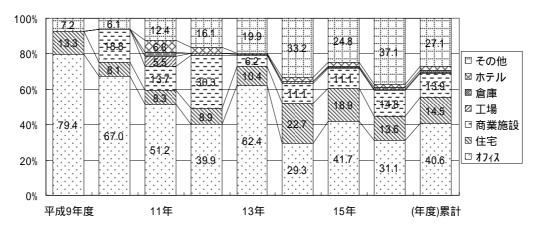
特別に設立された法人(投資法人)が発行する証券を、一般の個人投資家を含む幅広い投資家に 販売することで資金を集め、この資金を基に、複数の不動産を購入し、この不動産から得られる賃 料や売却益を、各投資家に配当する新しいタイプの金融商品である。



出典:国土交通省「不動産の証券化実態調査」

- 1 ここでは、不動産流動化の全体的なボリュームを把握する観点から、証券を発行したもの(狭義の証券化)に限定せず、借入れ等により資金調達を行ったもの(広義の証券化)も対象としている。
- 2 「Jリート以外のうち、リファイナンスまたは転売されたもの」とは、Jリート以外での信託受益権の証券化のうち、リファイナンスまたは転売との報告等があった物件の資産額である。 そのため、実際の額はこれより大きい可能性がある。なお、平成 14 年度以前についてはこの項目は調査していない。
- 3 Jリートについては、投資法人を1件としている。
- 4 内訳については、四捨五入をしているため総額とは一致しない。

図 2.1.5.1 不動産証券化の実績の推移



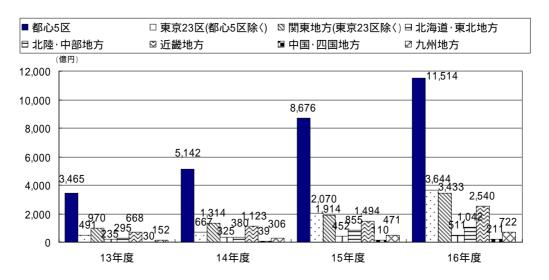
出典:国土交通省「不動産の証券化実態調査」

- 1 「その他」に含まれるものは以下のとおり。
 - ・オフィス、住宅、商業施設、工場、倉庫、ホテル以外の用途のもの(駐車場、研修所等)
 - ・対象となる不動産が複数の用途に使用されている。
 - ・用途の異なる複数の不動産と対象としている。
- 2 平成 13 年度以降は、SPC法に基づく実行不動産の証券化について、内容が不明のため除いている。

図 2.1.5.2 証券化された不動産の用途別資産額の割合

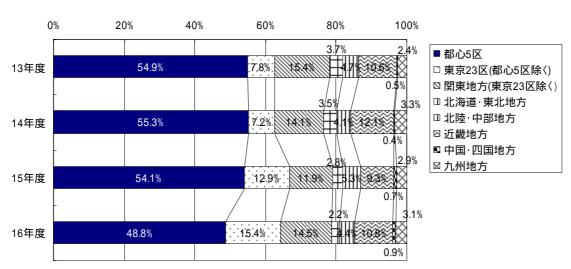
平成 12 年 11 月の「投資信託及び投資法人に関する法律」の施行によって組成が可能になった J リート(J-REIT:不動産投資法人及び不動産投資信託)は、急速に運用資産を拡大しており、収益を生む不動産の流動化に貢献するなど、不動産市場の活性化をもたらしている。

また、取得した物件の所在地について、資産額(取得価格ベース)でみると、各地域ともに J リートによる物件の取得が進んでいることが分かる(図 2.1.5.3 参照)。地域別では、都心 5 区(千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区)が多いものの、その割合は、減少傾向にあり、投資先が分散しつつあることが分かる(図 2.1.5.4 参照)。



出典:国土交通省「不動産証券化市場の拡大とその影響に関する調査」

図 2.1.5.3 地域別 J リート保有物件の推移(取得価格ベース)



出典:国土交通省「不動産証券化市場の拡大とその影響に関する調査」

図 2.1.5.4 Jリートによる保有物件地域別構成比の推移(取得価格ベース)

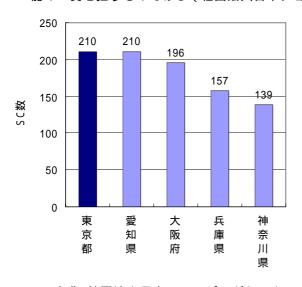
6 ショッピングセンターにおける頻繁なテナント入れ替え

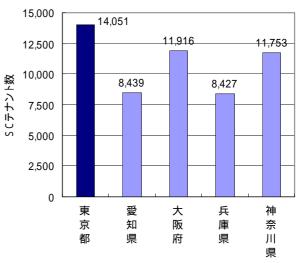
平成 16 年末現在、全国に 2,660 のショッピングセンター (以下「SC」という。)が存在するが、これを都道府県別にSC数とSCテナント数を見ると、人口・商業の中心都市である東京が最も多いことが分かる (図 2.1.6.1、図 2.1.6.2 参照)。

また、SCは時代の変化や消費者ニーズの変化に合わせて、テナントの大幅入れ替えやリニューアルを実施し、マーケットニーズの変化や競合環境の変化に適応するという業態的特性があり、SC白書(2005年)によると、活力あるSCにおいては、年間10%以上のテナントの入れ替えを行っているところもあることが示されている。

ショッピングセンターの定義

ショッピングセンターとは、一つの単位として計画、開発、所有、管理運営される商業・サービス施設の集合体で、駐車場を備えるものをいう。その立地、規模、構成に応じて、選択の多様性、利便性、快適性、娯楽性等を提供するなど、生活者ニーズに応えるコミュニティ施設として都市機能の一翼を担うものである(社団法人日本ショッピングセンター協会 SC白書 2005より)。





出典: 社団法人日本ショッピングセンタ -協会 SC白書 2005より

ームページ 全国都道府県別 S C 一覧より

図 2.1.6.1 都道府県別のSC数

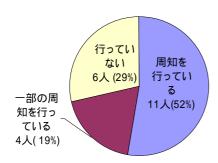
図 2.1.6.2 都道府県別のSCテナント数

出典:社団法人日本ショッピングセンター協会ホ

7 性能設計による建物の維持管理不適

平成 12 年から建築基準法令に性能規定が導入され、これまで仕様書規定で必要とされていた建築構造、設備等について、その性能が同等以上であると確認されれば、仕様書規定によらない設計が可能となったが、この性能を確保するため、人による維持管理が重要な位置を占めることになる。

性能設計を採用した建築物における防火管理状況の実態調査結果(第 17 期火災予防審議会〔人命安全対策部会〕調べ〕をみると、性能設計の採用により生じる防火管理に影響を及ぼす要件について、防火管理者が勤務者等に対し周知を行っている割合は、一部の周知を行っているものを含め、約7割と比較的高い数値を示している(図 2.1.7.1 参照)。しかし、消防計画へ反映している割合は、一部反映を含め、24%に留まっており、76%が反映していないと回答している(図 2.1.7.2 参照)。また、訓練への反映についても、67%が反映していないという結果であった(図 2.1.7.3 参照)。

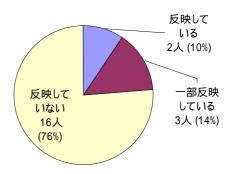


割合

出典:第17期火災予防審議会(人命安全対策部

会)会議資料

図 2.1.7.1 性能を確保するための管理要件等につ いて防火管理者が勤務者等へ周知する



出典:第17期火災予防審議会(人命安全対策部 会)会議資料

図 2.1.7.2 性能を確保するための管理要件等につ いて消防計画へ反映する割合

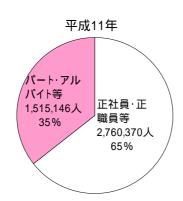


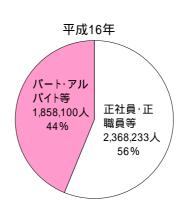
出典:第17期火災予防審議会(人命安全対策部会)会議資料

図 2.1.7.3 性能を確保するための管理要件等について訓練へ反映する割合

8 雇用形態の変化

雇用者の従業上の地位別に従業者数を平成 11 年と平成 16 年で比較してみると、パー ト・アルバイト等が 35% から 44% まで増加している。(図 2.1.8.1 参照)





出典:東京都「事業所・企業統計調査報告(平成 11 年、16 年)」より作成

- 事業所の分類は、「卸売・小売業」、「飲食店・宿泊業」、「医療・福祉」、「教育・学習支援業」、「サ ービス業」。
- 「パート・アルバイト等」には、「臨時雇用者」を含む。

図 2.1.8.1 雇用者の従業上の地位別割合(東京都)

第2 東京の火災実態

1 火災の傾向等

(1) 用途別の火災の傾向

昭和52年から平成16年まで間の消防法施行令別表第1に掲げる用途の部分から出火した火災は、2,000件から2,500件程度で推移している。また、主な用途別にみると、百貨店・物品販売店舗(マーケットを含む。)及び事務所(事務所、銀行、官公署)から出火した火災は1,000件程度で推移し、病院・診療所及び旅館・ホテル・宿泊所から出火した火災は、20件から30件の間で推移している(図2.2.1.1参照)。

図 2.2.1.1~図 2.2.1.8、表 2.2.1.1~表 2.2.1.7 は、東京消防庁「火災の実態」(昭和 52 年版~平成 16 年版)を基に作成したものである。

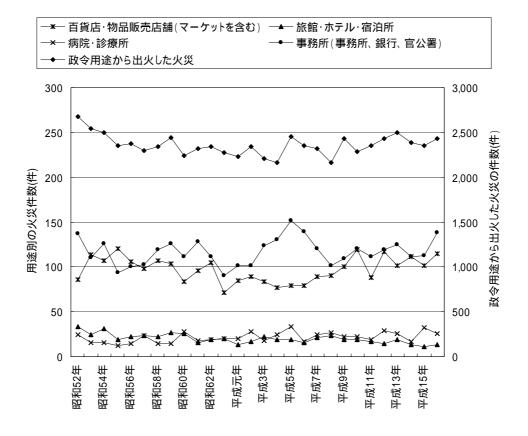


図 2.2.1.1 政令用途から出火した火災及び主な用途別の火災件数

ア 百貨店・物品販売店舗の火災の傾向

百貨店等の大規模小売店舗は、不特定多数の客を収容し、その上、燃え易い商品などが大量に陳列していることから、人命危険・延焼危険が高く、初期の対応に失敗すれば、パニック状態になる危険を秘めている。

(ア) 火災件数・焼損床面積

昭和 52 年から平成 16 年までの物品販売店舗(マーケットを含む。)及び百貨店から出火した火災の火災件数及び焼損床面積の推移を示したものが図 2.2.1.2 である。

物品販売店舗の火災件数は平成 4 年の 60 件程度まで減少傾向を示してからは増加傾向を示しており、近年は 80 件程度で推移している。また、焼損床面積は、平成 5 年以降減少していたが、平成 16 年は、CD・DVD などのソフトを販売する店舗から出火した部分焼火災、スーパーマーケットから出火し 2,098 ㎡を焼損した全焼火災、他県で連続放火火災が発生した量販店と同系列の店舗から出火し 2 階627 ㎡を焼損した半焼火災により、著しく焼損床面積が増えている。

一方、百貨店の火災件数は 20 件程度で推移し、焼損床面積の合計は物品販売店舗に比べると少ない。しかし、昭和 54 年、昭和 56 年、平成 2 年には全焼火災が発生したことにより、焼損床面積が増大しており、百貨店の多量の可燃物を収容していることに起因した延焼危険の高さといった特性を示している。

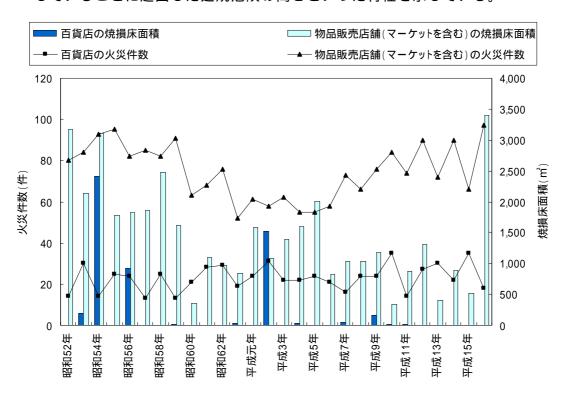


図 2.2.1.2 百貨店・物品販売店舗の火災の推移

(イ) 出火原因と出火箇所

大規模小売店舗として百貨店及びの物品販売店舗(売場の床面積 1,000 ㎡以上)から出火した火災の出火原因と出火箇所について、平成元年から平成 5 年及び平成 11 年から平成 15 年の火災の合計を表 2.2.1.1 及び表 2.2.1.2 に示す。

出火原因は、両期間とも同様に「放火」の割合が最も高く 60%程度を占め、次いで「電気機器等」が 20%程度となっている。

「放火」による火災について出火箇所をみると、平成元年から5年の火災では、「便所」が41件、「売り場」が19件と、「便所」が高い割合を占めていることに対し、平成11年から15年の火災では、「売り場」が35件、「便所」が13件、「階段・廊下等の共用部分」が12件となっており、近年は、売り場から出火した火災が高い割合を示しているほか、階段・廊下等の共用部分からの出火も増えている。

従業員用 段 出火箇所 商 理 屋 品 憩 場 廊 内 売り場 庫 作 室 室 合 そ 下 駐 械 の 湯 天井 所 路 車 倉 事 更 室 他 ホー 沸 原因 場 務 庫 衣 裏 ル 場 等 <u>放火</u> たば 19 41 2 1 1 2 79 (64%) 6 7 (7%) 3 電気機器等 23 (19%) ガス機器等 その他 (2%)(1%) 34 43 10 合計 123 (28%) (35%) (9%) (8%) (2%)

表 2.2.1.1 百貨店等の出火原因と出火箇所(平成元年~5年)

表 2.2.1.2 百貨店等の出火原因と出火箇所(平成 11 年~15年)

		客	用					衏	業員	用				
出火箇所原因	売り場	便所	階段・廊下・ホー ル等	屋内駐車場	調理場・湯沸し場	商品庫 - 倉庫等	事務室	休憩室·更衣室	階段	壁内・天井裏	ダクト	機械室	その他	合計
放火	35	13	12	2		3	2	2	2				1	72 (56%)
たばこ	3	2	5	1				1						12 (9%)
火遊び	3													3 (2%)
電気機器等	15		2		2	2	1	1		1		1		25 (20%)
ガス機器等					7								1	8 (6%)
その他	3	1			2						1			7 (5%)
不明							1							1 (1%)
合計	59 (46%)	16 (13%)	19 (15%)	3 (2%)	11 (9%)	5 (4%)	4 (3%)	4 (3%)	2 (2%)	1 (1%)	1 (1%)	1 (1%)	2 (2%)	128

イ 旅館・ホテル・宿泊所の火災の傾向

旅館、ホテル、宿泊所の利用客はさまざまで、ほとんどの人が建物内に不案内であり、また、大規模な施設については多数の利用客を収容することから、火災が拡大した場合には多くの死傷者が発生する大惨事につながる危険性がある。

(ア) 火災件数・焼損床面積

昭和 52 年から平成 16 年までの旅館・ホテル・宿泊所から出火した火災の火災件数及び焼損床面積の推移を示したものが図 2.2.1.3 である。

火災件数は昭和 61 年以降、20 件程度で推移しており、ここ 2 、 3 年は 10 ~ 15 件に止まっている。

昭和 57 年に死者 32 人発生したホテルニュージャパンの火災以降は、平成 2 年に簡易宿泊所と旅館の全焼火災により焼損床面積が増大しているものの、焼損床面積は少なく止まっている。

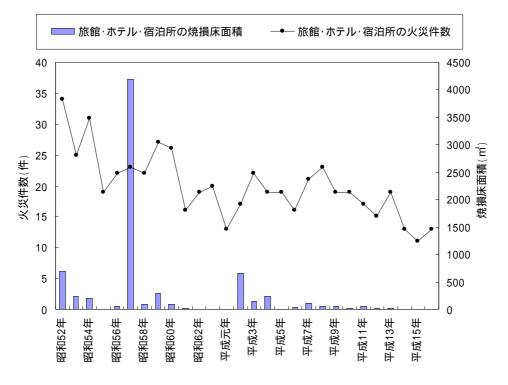


図 2.2.1.3 旅館・ホテル・宿泊所の火災の推移

(イ) 出火原因と出火箇所

旅館・ホテル・宿泊所から発生した火災の出火原因と出火箇所について、平成元年から平成5年及び平成11年から平成15年の火災の合計を表2.2.1.3及び表2.2.1.4に示す。

出火原因は、平成元年から5年の火災では「たばこ」が31件、「放火」が20件というように「たばこ」の割合が高くなっていたが、平成11年から15年の火災では「放火」が21件、「たばこ」が17件となり、「たばこ」の件数は減少し「放火」を下回っている。

また、出火箇所をみると、両期間とも同様に「宿泊室」から出火した火災が 50% 程度と高い割合を示している。

表 2.2.1.3 旅館・ホテル・宿泊所の出火原因と出火箇所(平成元年~5年)

出火箇所原因	宿泊室	廊下・ホー ル等	便所	屋内駐車場	調理場	物置.廃品置場等	従業員室・休憩室	リネン室等	天井裏·床下等	機械室等	電気室	その他	台前	ì -
放火	7	6	1		1	2	2					1	20	(22%)
たばこ	22	2	1		1	1		3				1	31	(34%)
電気機器	7	2		1			1		1	3	1	1	17	(19%)
配線機器	1				1								2	(2%)
ガス機器	1				5							2	8	(9%)
その他	3			Ť						5		1	9	(10%)
不明	1			,		1						1	3	(3%)
合計	42 (47%)	10 (11%)	2 (2%)	1 (1%)	8 (9%)	4 (4%)	3 (3%)	3 (3%)	1 (1%)	8 (9%)	1 (1%)	7 (8%)	90)

表 2.2.1.4 旅館・ホテル・宿泊所の出火原因と出火箇所(平成 12 年~16 年)

出火箇所原因	宿泊室	廊下・ホー ル等	便所	屋内駐車場	調理場	物置.廃品置場等	休憩室·宿直室等	リネン室等	天井裏·床下等	機械室等	パイプスペース	その他	合計
放火	8	4	2	1		3		1			1	1	21 (30%)
たばこ	9	2	1			3	2						17 (24%)
マッチ・ライター	2												2 (3%)
電気機器	10				1								11 (15%)
配線機器					1					1			2 (3%)
ガス機器	1				4		Ť	1	1			3	10 (14%)
その他	5	1		1	1					1			9 (13%)
合計	35 (49%)	7 (10%)	3 (4%)	2 (3%)	7 (10%)	6 (8%)	2 (3%)	2 (3%)	1 (1%)	2 (3%)	1 (1%)	4 (6%)	72

ウ 病院・診療所の火災の傾向

病院や診療所などの医療施設は、消毒用のアルコールや医薬品、酸素吸入器や放射線治療を行う医療装置など、さまざまな医療機器や電気機器が設置されており、 これらに起因して火災等が発生した場合には、大惨事につながる危険性がある。

また、休日・夜間等に火災が発生した場合、宿直の医師や看護師などが多数の入院患者を避難誘導し、同時に通報・初期消火などの初動対応をしなければならず、他の用途の防火対象物に比べて火災発生時の人命危険が極めて高い施設といえる。

(ア) 火災件数・焼損床面積

昭和 52 年から平成 16 年までの病院・診療所から出火した火災の火災件数及び焼損床面積の推移を示したものが図 2.2.1.4 である。火災件数は各年でばらつきがあるが、長期的にみると漸増の傾向を示している。平成 2 年には、精神病院の講堂内に放火された全焼火災を含め部分焼以上に延焼拡大した火災が 5 件と多発しており焼損床面積が増大している。

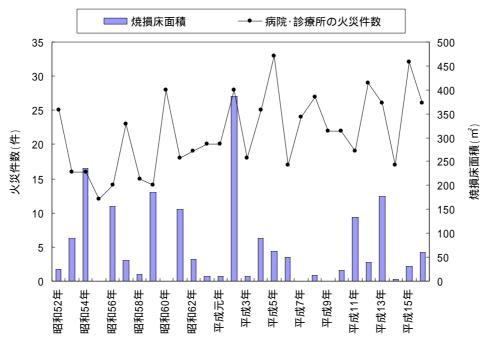


図 2.2.1.4 病院・診療所の火災の推移

(イ) 出火原因と出火箇所

病院・診療所から発生した火災の出火原因と出火箇所について、平成 12 年から 16 年の火災の合計を示したものが表 2.2.1.5 である。

出火原因は、「放火」が64件、次いで「たばこ」が10件、「配線・配線」が9件、「医療機器関係」が7件などの順となっている。

「放火」は、64件(49%)と高い割合を占めおり、特に「病室」からの出火が23件と最も多く、次いで「玄関・廊下等」と「便所・洗面所」から各9件発生している。

械 室 I 部 出火箇所 紨 室 レベー 合 食 廊下等 洗濯 室 計 事 出火原因 杳 室等 ター 室 <u>放火</u> たばこ 23 64 (49%) 10 (8%) 配線·配線器具 照明等 アルコールラン (2%)冷房機 直流電源装置 (1%) 整流器 その他・不明 20 (15%) 34 14 12 10 10

表 2.2.1.5 病院・診療所の出火原因と出火箇所(平成 12年~16年)

エ 事務所の火災の傾向

(ア) 火災件数・焼損床面積

昭和 52 年から平成 16 年までの事務所(事務所、銀行、官公署)から出火した火災の火災件数及び焼損床面積の推移を示したものが図 2.2.1.5 である。

火災件数は、概ね 100 件から 140 件程度で推移している。

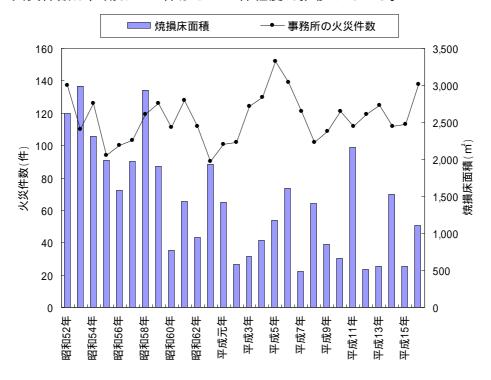


図 2.2.1.5 事務所(事務所、銀行、官公署)の火災の推移

(イ) 出火原因と出火箇所

事務所から発生した火災の出火原因と出火箇所について、平成 12 年から 16 年の火災の合計を表 2.2.1.6 に示す。

出火原因は、「たばこ」が 42 件(30%)と最も多く、次いで「放火」の 27 件(20%) となっている。

「たばこ」による火災 42 件の出火箇所は、「事務室」からが 20 件と最も多く、 次いで「湯沸場等」からが 8 件となっている。

また、「放火」による火災 27 件の出火箇所は、「共用部分」からが 12 件と最も多く、次いで「事務室」からが 4 件となっている。

表 2.2.1.6 事務所(事務所、銀行、官公署)の出火原因と出火箇所

(平成12年~16年)

出火箇所出火原因	事 務 室	湯沸場等	共用部分	ベランダ等	防災センター 等	倉庫·車庫	機械室等	その他	合計	ì
たばこ	20	8	5	4	2	2		1	42	(30%)
放火	4	3	12		1	4		3	27	(20%)
配線器具関連	7	3		2	4		2	1	19	(14%)
電気機器等	7		1	2	2	1	2	2	17	(12%)
電熱器	2	5							7	(5%)
電気装置(トランス、モータ等)	3			2	2				7	(5%)
ガステーブル		1		1				1	3	(2%)
溶接器				1		1	1		3	(2%)
ライター	2								2	(1%)
その他	5	3		1	1	1			11	(8%)
合計	50	23	18	13	12	9	5	8	13	0
口前	(36%)	(17%)	(13%)	(9%)	(9%)	(7%)	(4%)	(6%)	13	0

(2) 建物構造別の火災件数の推移

昭和 52 年から平成 16 年の建物火災の件数の推移を構造別に示したものが図 2.2.1.6 である。昭和 52 年から平成 16 年の間に木造・防火造の火災は 3,000 件から 1,500 件へと半減していることに対し、耐火・準耐火建築物の火災は、1,200 件から 2,200 件に増加している。

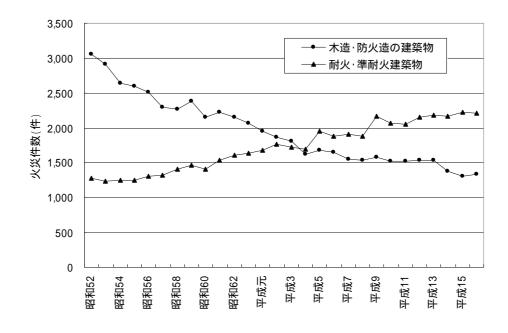
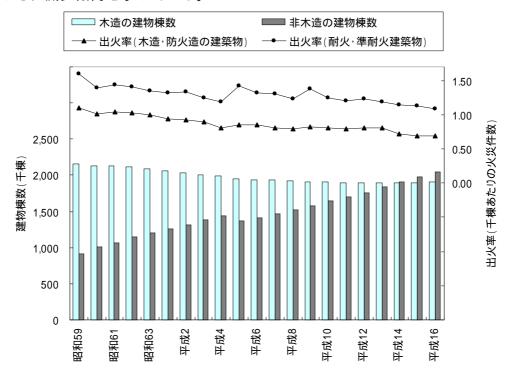


図 2.2.1.6 建物構造別の火災件数及び家屋数の推移

昭和 59 年から平成 16 年の建物棟数と千棟あたりの火災件数の推移を構造別に示したものが、図 2.2.1.7 である。

木造の建物棟数は、約 215 万棟から約 190 万棟に減少しているのに対し、非木造の建物棟数は、92 万棟から 204 万棟に倍増している。

一方、出火率(千棟あたりの火災件数)は、耐火・準耐火建築物の方(耐火・準耐火建築物の火災件数×1,000/非木造の建物棟数)が木造・防火造の建築物の方(木造・防火造の建築物の火災件数×1,000/木造の建物棟数)よりも高く、推移をみると両構造ともに減少傾向を示している。



出典:建物棟数は、「東京都統計年鑑」より作成

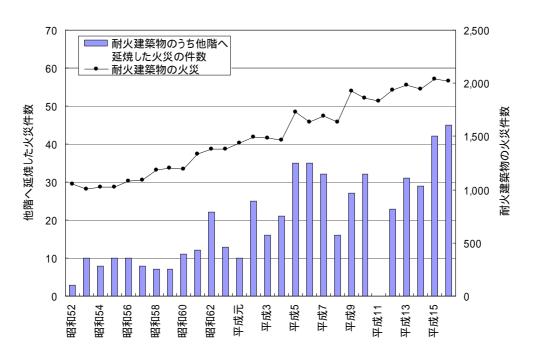
- 1 「建物棟数」とは、「東京都統計年鑑(地域、種類、構造別家屋の棟数及び床面積)」の「家屋の棟数」をいう。
- 2 「建物棟数」に係る構造の「木造」とは、柱・はりなどの骨組みが木造のもので「防火木造」を含む。また、「非木造」とは、「鉄筋・鉄骨コンクリート造」、「鉄骨造」、「その他(ブロック造、レンガ造等)」をいう。
- 3 「火災件数」に係る構造は、建築基準法に基づく構造をいう。

図 2.2.1.7 構造別の建物棟数及び千棟あたりの火災件数

(3) 耐火建築物における他階への延焼状況

昭和 52 年から平成 16 年の耐火建築物の火災で他階へ延焼した火災の推移を示したものを図 2.2.1.8 に、また、延焼経路を示したものが表 2.2.1.7 である。

耐火建築物の火災の増加とともに、他階へ延焼した火災も増加している。また、他階への延焼経路をみると、「外壁の開口部」から延焼したものが合計で213件(39%)と最も多く、次いで「その他の階段(避難階段以外の階段)」が113件(21%)となっている。



平成 11 年の他階への延焼件数については未集計

図 2.2.1.8 耐火建築物の火災件数と他階へ延焼した火災件数の推移

表 2.2.1.7 耐火建築物の火災における他階へ延焼経路

	昭和	昭和												平成	平成	平成	平成	平成	平成		平成	平成	平成	平 成	平成	平成	平成	平成	合
	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	元		3	4	5	6	7	8	9	1	1	1	1	1	1	1	合計
	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3										0	1	2	3	4	5	6	
避難階段		1	1	1				1															•			1	2		7
その他の階段		1	2	5	3	2	3	3	6	3	9	2	3	4	6	2	3	10	4	4	4	4	-	7	8	1	6	8	113
パイプ・ダクトスペース					1	1												1					-		1		1		5
エスカレーターの昇降路			1																				-					1	2
ダムウェーターの昇降路									1		1									1			-						3
ダクト			2						1						1		1		1	1		5	-	1	1	1	2	2	19
埋め戻しのない貫通部					2		1		1						1	2		2	1	2			1	1		1	1		15
床の穴	1			1			2	2	1	2				1			1	1		1			•	2		1	1		17
外壁の開口部		3		3	2	3	1		2	7	10	9	7	13	7	10	15	12	15	3	11	16	ı	11	6	10	16	21	213
床の燃えぬけ							1					1			1		1	2					ı	1	1		1		9
吹抜部分	1	5	2		1		1	1			1				1			2	3	1	3		ı						22
壁内						1											3	1		1	1		ı		2	2	1	1	13
他階へ延焼した火災の件数	3	10	8	10	10	8	7	7	11	12	22	13	10	25	16	21	35	35	32	16	27	32	-	23	31	29	42	45	540

2 実火災にみる問題点

表 2.2.2.1 は、平成 12 年度から平成 16 年度に東京消防庁管内の防火管理義務対象物において発生した火災で、自衛消防活動が不適切であったもの、死者が発生したものなどの 355 事例のうち、特に防火管理意識の低下、教育・訓練の不適等による防火管理上の問題が顕著であったものをまとめたものである。これをみると、近年は歌舞伎町雑居ビル火災を除き、多数の死者が発生した大惨事は発生していないが、個々の火災事例をみると、一歩間違えれば大きな被害へと発展し得る様々な問題点がみられる。以下に潜在危険要因別に主な特徴を示す。

防火対象物の高層・深層・大規模化

高層・深層・大規模防火対象物の場合、そのほとんどに防災センターが設置されており、火災等の災害時には防災センターを中心とした自衛消防活動を実施することが重要である。東京消防庁では、一定規模以上の大規模防火対象物には専門的な知識を有する自衛消防技術認定証を有した者を防災センターに勤務させるよう条例で規制するなどの対策をとっているが、火災事例をみると以下のように防災センター勤務員等の行動不適が目立つケースが多い。

- (1) 初動対応を理解していない。
 - ア 現場確認時にマスターキー等の携行品を携行せずに現場に向っている。
 - イ 総合操作盤に複数の火災表示とスプリンクラー設備の起動表示がされたにもかか わらず、火災と断定した行動ができない。
 - ウ 火災発生の連絡を受けても 119 番通報しない。
- (2) 消防用設備等や防火設備等の取扱い要領を把握していない。
 - ア 非常用エレベーターの使用方法を理解していない。(消防運転に切り替えていない。)
 - イ 屋内消火栓の取扱い要領を理解していない。(ポンプを起動させていない。)
 - ウ 非常放送設備が活用されていない。
 - エ 泡消火設備の防護区画を確認せず、消火剤を放出している。
 - オ スプリンクラー設備の制御弁室の位置、施錠、制御弁の操作等を理解していない。
- (3) 防災センターの役割を理解していない。
 - ア 防災センターが監視すべき場所を把握していない。
 - イ 窓口業務等を優先し、消防用設備等の監視を怠っている。
 - ウ 工事中の現場との連絡方法の確認、工事内容の把握などを行っていない。

都市の過密化

大型商業施設や複合用途防火対象物には多数の事業所が入居している。災害時には、 火災の連絡はもちろんのこと、初期消火や避難誘導についてもお互いが協力して自衛消 防活動を実施することが重要であり、消防法においては管理権原が異なる一定規模以上 の防火対象物について共同防火管理協議事項の作成を義務づけている。しかし、火災事 例を見ると、事業所間の連携がとられていないケースが多く見受けられる。

- (1) 防火管理者未選任、消防計画未作成等の事業所がある。
- (2) 火災が発生しても、他の事業所への連絡を実施していない。
- (3) 自動火災報知設備の地区ベルが鳴っても、火災と認識せず、仕事を続けている。
- (4) 他の事業所と連携した自衛消防活動を実施していない。

高齢者・外国人等の増加

人口の高齢化に伴い、老人福祉施設などの高齢者を収容する施設が増加し、火災発生時に適切な避難誘導が行われなかったケースが見受けられる。一方、従業員の多くが外国人で構成されている事業所も増加しており、言葉が通じないことが、被害拡大の要因となる危険性がある。

- (1) 老人福祉施設の火災において、出火階の利用者に対し自室に戻るよう指示し、屋外への避難誘導を実施していない。
- (2) 従業員が全員日本語が不自由な外国人であったため、119番通報や他のテナントへの連絡に支障があった。

都市の24時間化

病院、ホテルだけでなく、物品販売店舗など 24 時間営業の形態の事業所が増加している。夜間の従業員数は昼間に比べ人数が少ないケースが多く、夜間を想定した自衛消防組織や訓練の実施が重要であるが、実際の火災事例を見ると、夜間想定の訓練が行われていないケースが多い。

- (1) 夜間を想定した訓練を実施していないため、任務分担が不明確であった。
- (2) 管理会社の宿直員が休日夜間の防火管理業務の認識がない。
- (3) 夜間における防火管理体制がとられていない。

雇用形態の変化

雇用形態の変化によりパート・アルバイト等が増加し、業種によってはパート・アルバイトの割合の方が正社員よりも高いケースも見受けられる。火災事例を見ると、パート・アルバイト等に対する十分な防災教育・訓練を行っていないことから、火災時に有効な行動がとられていないケースが多く見受けられる。

- (1) 出火時にはアルバイト店員のみで、通報や初期消火が行われなかった。
- (2) アルバイト店員に対する防火・防災教育を行っていないことから消火器の取扱いを理解していなかった。
- (3) 自衛消防訓練は実施しているものの、従業員の大半がアルバイトであり、防火・防災教育が行き届いておらず、通報、初期消火などの初動対応が遅れた。

表 2.2.2.1 防火管理及び自衛消防活動に問題があったとされる火災事例一覧

		目衛用防沽動に問題かめったとる		 			
	火災概要	問題点	 品分類 B			分類 e	
1	焼損程度:ぼや 死 傷 者:なし	●各階入院患者の避難にエレベーターを使用した。●夜間を想定した訓練を実施していないため、任務分担が不明確であった。					
2	出火日時:平成12年5月 0時 焼損程度:部分焼 死傷者:傷者9名(住民) 原因等:7階共同住宅の住居内 のトラッキング現象に より出火。廊下に滞留的 た煙により住民9名が、 消防隊により教助、避難 誘導された。 建物概要: 用途:共同住宅,事務所等 構造等:耐火7/1 面積:延1,955㎡	ため、住民の防火管理の意識が薄く、住民一体となった自衛消防活動ができなかった。 •屋内避難階段の防火戸の機能不良を改善していないため、階段室に煙が入り避難上支障となった。					
M	焼損程度:部分焼 死 傷 者:傷者1名(従業員、軽症)	 油の過熱中にその場を離れており、火気の取り扱いが不適切である。 鳴動した地区ベルをすぐに停止したが、非常放送設備による状況説明、避難指示を行っていない。(消防隊の指示を受けて、はじめて2階、3階の在館者の避難誘導を実施した。) 					
4	出火日時: 平成 12 年 7 月 21 時 焼損程度: では 原 名 等 多間(社会福祉施設) 談の 過 の の の の とり は の の の の の の の の の の の の の の の の の の	 油の過熱中にその場を離れてあり、次気の取り扱いが不適切である。 防災症されているのを把握しているのが施錠にスプリンのでは、消火後にスプリンのでは、消火を早期に止めることができなかった。 					

		問題点	 点分類			分類	
5		●火災発生直後、火災階1階の利用 者に自室に戻るように指示し、屋 外への避難誘導を実施していな	 В			е	
6	焼損程度:ぼや 死 傷 者:なし 原 因 等:2階売場内の商品に何	ー室の防火戸を閉鎖しているが、 関係者による初期消火が全く行われていない。 ●火災を確認したと同時に、2階地 区隊長は初期消火を行っている が、隊員に対し通報及び避難誘導 等の指示をしておらず、また、隊					
7	者かが放火し出火 建物概要: 用 途:百貨店 構造等:耐火 9/1 面 積:延 17,740 ㎡	員も活動していない。 ●非常放送設備は使用せず、業務用 放送により館内放送した。 ●関係者以外立入り禁止区域の更衣					
	焼損程度:ぼや 死 傷 者:なし 原 因 等:地下 1 階更衣室より出 火、放火の疑い。出火当 時、日曜日のため休診日 であった。 建物概要: 用 途:病院 構造等:耐火 4/1 面 積:延8,186 ㎡	室は施錠されておらず、放火防止対策上問題である。 ・防火管理業務の一部委託による管理会社の宿直員は防火管理業務について認識がなり、自衛消防活動を一切行っていない。 ・スプリンクラー設備により消火に成功したが、その後制御、水損がを誰も行わなかったため、水損が生じた。					
8	焼損程度:部分焼 死 傷 者:なし	 油油の大きなのは、 油の大きなのは、 はががいるとは、 はがいるのでは、 はがいるのでは、 はずいのでは、 はずいのでは、 を不いますが、 はずいのでは、 を不いますが、 はずいのでは、 はずいのできるできますが、 はずいのできるが、 はずいのできるがでいるのでは、 はずいのできるがでいるのでは、 はずいのできるがでは、 はずいのでは、 はずいのでは、 はずいのでは、 はずいのでは、 はずいのでは、 はずいのでは、 はずいのできるのでは、 はずいのでは、 はずいのでは、<					

	.1, ⟨⟨ + 17 - 15	88 85 JE	問題,	点分類	潜在	危険	要因	分類	
	火災概要	問題点		В		С			
9	焼損程度:ぼや 死傷者:傷者4名 (出火飲食店の従業員,重症1,中等症3) 原因等:2階飲食店厨房より油 の過熱放置により出火 建物概要:	 ●油火災の消火に水を使用したため、火炎のあおりを受け4名がそのあるりを受け4名がそののある。 ●任務分担が不明確であったため、初期ではいるが、のでは、では、のでは、では、 ●他のテナ組織である。 ●他のテナムを選難行動をと上ののでが、のででがわからないまま1階ののでが、 動火災報知設備の受信機の地区である。 							
10	出火日時:平成 12 年 10 月 15 時	いない。 ● 8 階関係者の異常要請で現場に駆 けつけた防災センター要員は、火							

	107	77 PT - E	問題:	点分類	潜在	危険	要因	分類	
	火災概要	問題点		В		C			
11	焼損程度:部分焼 死傷者:なし 原因等:2階から出火し、天井 20㎡、換気口等を焼損。 建物概要: 用途:作業場 構造等:耐火4/0 面積:延10,968㎡ 出火日時:平成12年10月10時	隊の任務が徹底されていない。 ・3階で間仕切り壁を解体中のた							
10	焼損程度:部分焼 死傷者:なし 原因等:7階洗濯室から出火。 放火の疑い。 建物概要: 用途:病院 構造等:耐火7/0 面積:延2,945㎡	非常放送設備、屋内消火栓及び有 人直接通報は起動しなかった。ま た、防火戸も作動しなかった。							
13	焼損程度:ぼや 死 傷 者:なし 原 因 等:8階客室で宿泊者がご み箱に吸殻を捨てたた め、時間の経過とともに 出火 建物概要: 用 途:ホテル 構造等:耐火 11/0 面 積:延3,283㎡	出勤してきた防火管理者の判断で							
	焼損程度:ぼや 死 傷 者:なし 原 因 等: 2 階居室で入院患者 が、濡れた衣類を電気ス トープで乾かそうとし て、出火させたもの。 建物概要: 用 途:病院 構造等:耐火 3/0 面 積:延 1,299 ㎡	器具の管理体制に問題がある。 ●複数の職員がいたにもかかわらず、各部署への連絡、避難誘導、 有人直接通報の逆信対応など、組 織だった初動対応が実施されなかった。							
15	出火日時: 平成 12 年 12 月 19 時 焼損程度: ぼや 死 傷 者:傷者 1 名 (出火した店舗の関係者、中等症) 原 因 等: 7 階飲食店厨房から油 の過熱放置により出火 建物概要: 用 途:飲食店,物品販売店 舗 構造等:耐火 11/2 面 積:延 29,798 ㎡	り、火気の取り扱いが不適切である。 ●着火した鍋を消火しようとして、 そのまま触ったために負傷した。 また、応援に駆けつけた他のテナ ントの従業員は鍋に水をかけて消							

	/I. (\(\dot \dot \dot \dot \dot \dot \dot \dot	88 85 E	問題,	点分類	潜在	危険	要因	分類	
	火災概要	問題点		В		С			
16	焼損程度:部分焼 死 傷 者:なし 原 因 等:5 階客室から出火、放 火の疑い 建物概要: 用 途:ホテル,飲食店,事 務所,共同住宅 構造等:耐火 9/1 面 積:延 2,646 ㎡	的な自衛消防活動が実施されなかった。 ・本館の自動火災報知設備の地区表示が、火災ではない旧館部分も表示する設定になっていたため、発報場所を特定するまでに時間を要している。 ・屋内消火栓及び非常放送設備が活用されなかった。							
17	焼損程度:ぼや 死 傷 者:なし 原 因 等:15 階客室の備え付け テレビの電源コードが 焼損した火災 建物概要: 用 途:ホテル 構造等:耐火 23/5 面 積:延 72,679 ㎡	●現場確認中及び消火確認等の非常 放送設備を活用した在館者への周 知がなかった。							
19	出火日時:平成13年1月 18時 焼損程度:ぼや 死傷者:傷者1名 (出火店舗の従業員、軽症) 原因等:3階飲食店厨房から油 の過熱放置により出火 建物概要: 用途:劇場,飲食店,事務 所 構造等:耐火18/3 面積:延127,176㎡	防火戸及びスプリンクラー設備の 作動信号を受信していたにもかか わらず、119 番通報を実施してい ない。 ・非常放送設備の活用がなく、また 避難誘導も行われていない。 ・現場確認を指示された防災センタ ー要員は、携行品を持参せず現場 に向かい、また、防災センターへ							

	小纵栅萧	88 85 上	問題,				在危険要因分			
	火災概要	問題点	Α	В			С			
20	焼損程度:ぼや 死 傷 者:傷者3名	った。その後、消防隊の指示により避難誘導を行った。 ●非火災報の発生のため、自動火災 報知設備と非常放送設備の連動を					_			
21	焼損程度:ばや になし にないでは、2 階でみ焼却炉の に設置された焼却炉のたが開いらたが開いるが開いるが開いるが開からが日が日が日が日が日が日が日が日が日が日がいたが置かれたの。 建物概用 造精: 延23,166 ㎡ 出火程程 書: ボースフライヤの出機 を発表している。 は、13 年 4 月 10 時 は、13 年 4 月 10 時 は、13 年 4 月 10 時 は、10 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	●災している。 ・災してで場なみ却でいる。 ・だいでも、認っかののののののでは、では確か、ではですがですがですがですがですがですがですができる。ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で								
	用 途:ホテル 構造等:耐火 8/1 面 積:延 3,190 ㎡	ず的確な通報がなされなかった。 ●非常放送設備による館内放送及び自衛消防隊員による避難誘導が行われなかった。 ●天井に延焼しているにもかかわらず、屋内消火栓が活用されなかった。								

	100	77 F	問題:	点分類	潜在	危険	要因	分 類	\neg
	火災概要	問題点		В				e	
23	焼損程度:部分焼 死 傷 者:傷者 6 名	●自衛消防訓練が2~3年実施されておらず、特に従業員が屋内消火 栓の使用方法に精通していなかった。							
	原 因 等:知的障害者が2階廊下 部分に置かれていたダ ンボールに無意識に放	●自衛消防隊長の的確な指示命令が なされず消火のみにとらわれたた め、結果的に6名の傷者が発生し							
	火したもの 建物概要: 用 途:官公署 構造等:耐火 3/2 面 積:延 1,336 ㎡	た。 ●通路にダンボールを放置してい た。							
24	出火日時:平成14年2月 18時 焼損程度:部分焼 死傷者:傷者1名(従業員、軽症) 原因等:5階スナックの厨房 で、凝固剤を使用するために油を加熱していた	●自衛消防活動をしたのは、出火し た店舗の従業員1名と2階の店舗							
	そ の 他:複数の区分所有者及び	●エレベーターで避難した人が多数							
25	焼損程度:部分焼 死 傷 者:なし 原 因 等:原因は放火によるもの で、3階、4階から出火 建物概要: 用 途:事務所 構造等:耐火 6/0	●巡回中の警備員が無線機を携帯していなかったため、119番通報に遅れが生じた。 ●火災を確認する前に、ベルが停止された。							
26	面積:延36,200 ㎡ 出火日時:平成14年5月 13 時 焼損程度:ぼや 死傷者:なし 原因等:7階ホテル部分で、宿 泊客が警察官と問答中 にライターで放火した もの。 建物概要: 用途:ホテル,飲食店等 構造等:耐火9/1 面積:延35,532 ㎡	 フロントマネージャーからフロント及び防災センターへの伝達が適切に行われなかったため、的確な通報を行うことができなかった。 屋内消火栓の使用方法を熟知しておらず、ポンプが起動されなかった。 							

	火災概要	問題点		点分類		潜在				
			Α	В	а	b	С	d	е	f
27	出火日時:平成14年5月 14時 焼損程度:部分焼	●屋内階段に物件存置による避難障害、防火戸の点検不良による閉鎖								
	死傷者:傷者1名(従業員が7階か	障害があった。								
		火元建物関係者からの火災通報が								
	込み受傷、中等症)	遅延した。								
	原 因 等:4階飲食店の客席に設	●非常放送設備が未使用であった。								
	置された無煙ロースタ	焼肉ロースターの清掃が不十分で								
	ーから出火し、ダクト内									
	を延焼、店内に拡大し	●エレベーターで避難した人が多数								
	た。店舗内で発生した煙	いた。								
	は、屋内階段に流入し									
	た。									
	建物概要:									
	用途:飲食店									
	構造等:耐火 9/1 面 積:延 1,280 ㎡									
28		過去に非常電話がいたずらされた								
20	焼損程度:ぼや	ことがあったため、自動火災報知								
	死 傷 者:なし	設備と非常放送設備の連動が停止								
	原 因 等:地下1階パチンコ店の									
		●地下のパチンコ店やスーパー等に								
	この吸殻の火種が完全	客がいたにもかかわらず、防災セ								
	に消えていなかったた	ンター側から避難誘導等の非常放								
	め、そばにあったダンボ	送設備は行われていない。								
	ールに着火し、火災に至									
	ったもの。	勤務員が、防災センターへの連絡								
	建物概要:	に非常電話ではなく、無線機を使								
	用途:遊技場,物品販売店									
	舗,飲食店,事務所, 保育所等	の不感場所)使用できず、直接防 災センターに戻って火災を知らせ								
	構造等:耐火 16/1	たため、119番通報が遅れている。								
	面 積:延 40,550 ㎡	◆たばこの吸殻の処理の仕方が不十								
	m 12 · 2 · 0,000 · · ·	分であった。								
29	出火日時:平成 14 年 8 月 12 時	●発見時には煙がひどく、消火器、								
	焼損程度:部分 焼	屋内消火栓による初期消火ができ								
	死 傷 者:なし	なかった。								
		●自動火災報知設備は作動したが、								
	電気配線の短絡	すぐにベルが停止された。								
	建物概要:	●従業員により、レストランにいた - 京の選携は漢がいまれたが、また。								
	用 途:ホテル 構造等:耐火 10/2	客の避難誘導がなされたが、非常 放送設備の活用がなかった。								
	爾 積:延3,415 m ²	放送設備の石田がながった。								
30		●発見者等による非常ベルの操作が						_	i	
00	焼損程度:部分焼	行われず、かつ、火元確認に時間								
	死 傷 者:なし	を要し、119番通報が遅れた。								
	原 因 等:3階雑品倉庫に保管さ	●自衛消防訓練は定期的に実施して								
	れたフィルムの自然発	いるが、消防用設備等の取扱訓練								
	火により出火し、倉庫出	を実施していない。(消火器のみ実								
	入口のドア上部の換気	施)								
	ガラリから映画ホール	●セルロイドフィルムが、自然発火								
	に延焼した。	する危険性を知らず、無造作に長								
	用 途:博物館	期間放置していた。								
	構造等:耐火 4/0									
	面 積:延 6,848 ㎡									

	J. W 407 #F	88 85 H	問題点分類			潜在危険要因分				
	火災概要	問題点		В			: :		е	:
31	焼損程度:ぼや 原 と で、	動火災報知設備の感知器及び非常 放送設備のスピーカーは未設置で あった。 ●防災センターと工事現場の連携が とれておらず、通報連絡体制が機		В	d					
33	焼損程度:部分焼 死 傷 者:傷者1名 (従業員、中等症1名)	 ●夜間体制における防災教育が不徹底である。 ●出火階の屋内消火栓を使用せず、上階からホースを延長したが、起動ボタンを押下しなかななたため、水圧が低下が水の地区でが低いでもいが、報知とは、 ●自動していたにもかかわら業備の作業をしていた従業員がいた。 								
	Ш 1損 · № ∠, / 4∠ П									

		 問題点	問題点	5分類	 潜在	危険	要因	分類	
			Α	В			d		f
34	焼損程度:ぼや 死 傷 者:傷者1名 (出火した店舗の店員1名)	 油の過熱中にその場を離れており、火気の取り扱いが不適切である。 アルバイト店員に対する防火器の使用を行っておらず、消火器の使用した店舗から、119番通報がなれなかった。 防火管理者は店員に対し、事後できなかった。 							
35	焼損程度:部分焼 死 傷 者:傷者2名 (中等症1名、軽症1名) 原 因 等:1階から2階に通ずる 階段の踊り場付近から	 ●防火戸の閉鎖障害があったため、 火災を拡大させた。 ●防火管理者未選任、消防計画未修 正、訓練回数不足等の指摘あり。 ●灯油を撒かれて放火されたため、 短時間に延焼拡大したことが 有効な自衛消防活動を行うことが できなかった。 							
36	出火日時: 平成 15 年 4 月 10 時 焼損程度: 部分焼 死 傷 者: なし 原 因 等: ホテル 29 階の物置と して使用していたパイ プスペースから出火し たもの。出火したパイプ スペースの扉が開いて								

	/1, (((1 07 775	88 85 F	問題。	点分類		潜在	危険	危険要因分類				
	火災概要	問題点		В					е			
38	出火日時: 平成 15 年 4 月 11 時 焼損程度: 部分焼 死 傷 者: 傷者 7 名 (中等症 1名、軽症 6名) 原 因 等: 体育館 3 階の用具し、 で、体育館 3 階の用具し、 で、この火種のの疾 で、このでず、火 もにとと 建物概要: 用 途: 大耐 選等: 社,755 ㎡ 出火程程 ま: 延 4,755 ㎡ 出火程程 ま: なり 焼損程 ま: なり 原 因 等: 地下 2 階工事部分で、	 警備員による 119 番通報の内容が、名称のみで所在を通報していない。 3階の屋内消火栓の位置がわからず、火栓の位置がわからず、火栓の位置がわかの屋内消失をしたが、プロのでは、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変		В	а	b	С	d	е	f		
	面 積:延49,053 ㎡	●防火戸の周囲に工事用資器材が置かれていたため、閉鎖障害となっていた。										
39	焼損程度:部分焼 死 傷 者:なし 原 因 等: 1 階屋外のごみ置き場	 防火管理者は、火災を確認した従業員から報告を受け、すぐに通報せず、再度現場を確認してから通報している。 屋内消火栓、非常放送設備の活用がされていない。 組織的な自衛消防活動が行われなかった。 										
40	出火日時:平成15年6月 3時 焼損程度:ぼや 死傷者:なし 原因等:4階テナント改修工事 現場でアーク溶接の火 花が防火シートの下部 の隙間から入り込み火 災となったもの。 その他:深夜時間帯ではあった	 工事の消費をとする。 一方ののでは、 一方のでは、 <l< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></l<>										

	/l /⟨⟨ +kii ===	田旺上	問題	点分類	潜在	危険	要因	分類	
	火災概要	問題点	Α	В				е	
41	焼損程度:ぼや 死 傷 者:なし 原 因 等:6階ホテル客室で、電 気スタンドの笠にバス	 ・ルトランスのでは、 ・ホ所われ、 ・ホ所われ、 ・ホ所われ、 ・ホ所われ、 ・ル事ロっかの受スを ・リカーを ・カータンでで ・カータンで ・カータンで							
42	出火日時:平成 15 年 6 月 23 時 焼損程度:ぼや 死傷者:なし 原因等:2 階客室で、宿泊者が 喫煙中、火の着いたたば こが衣類に落下、着火し 出火したもの。 建物概要: 用途:ホテル,映画館 構造等:耐火 5/0 面積:延1,253 ㎡	の宿泊者は把握していなかった。 ◆出火場所の確認のために駆け付け た者は、消火器を携行していなか った。							
43	出火日時:平成 15 年 7 月 12 時 焼損程度:ぼや 死 傷 者:なし	 泡泡筒子のでは 泡泡筒子ので 一次ので 一次ので 一ので のので <l< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></l<>							

	.l. /// III ==	88 BT 1-	問題	点分類	潜在	危険	要因	分類	
	火災概要	問題点		В		С			
44	出火日時:平成 15 年 7 月 22 時 焼損程度:部分焼	 各的的所統 各的的所統 一次 各的的所 一次 会る選 会初お意 会初お意 を確すした 会初お意 をできた をできた をできた のので のので							
45	焼損程度:ぼや 死 傷 者:なし 原 因 等:9階レストラン街の飲	●出火階から防災センターへの連絡 が、事務所経由で行われ、現場駆 け付け者は消火後に防災センター							
46		 ・ 構主である。 ・ 構主工る設でを表員め火定セ十ーずをを期りた難で画的時に ・ はなののですいと ・ はなののですいと ・ はなののですいと ・ はなののですいる ・ はなののですいる ・ はなののですいる ・ なのがままれ消費が表たである ・ なのがままれ消費が表しますが ・ なのがままれ消費が ・ なのがままれが ・ なのがままれが ・ なのがままれが ・ なのがまままで ・ なのがまままで ・ なのがまままで ・ なのがまままで ・ なのがまままで ・ なのがまままで ・ は気炎しン分がまままで ・ なのがままます ・ ないに業等を ・ ないに、 ・ ないには、 ・ ないには、 ・ ないには、 ・ ないには、 ・ ないには、 ・ ないにはいは、 ・ ないにはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいは							

	.l. (// 407 ===	88 85 1-	問題;	点分類	潜在	危険	要因	分類	
	火災概要	問題点		В				е	f
47	出火日時: 平成 15 年 12 月 15 時 焼損程度: ぼや 死傷者: なし 原因等: 9 階劇場の中割幕が照 明装置に接触したため、 ライトの放射熱により 中割幕に着火し出火し たもの。 建物概要: 用途:劇場,物品販売店 舗,スポーツ施設 構造等:耐火 13/2 面積: 延 44,314 ㎡	 現場場がら火災確認の報告があった。 後場を行わなを使用というのでは、 のでは、 ののでは、 ののでは、<							
48	出火日時:平成15年12月15時 焼損程度:ぼや 死傷者:なし 原因等:何者かが、5階階段室	●スプリンクラー作動表示を確認 後、現場確認に2名がかけつけて							
49	出火日時: 16年1月 10時 完成 16年1月 10時 にはいる。 出が、はいる。 はい。 はいる。 はい。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	●工事内容が変更となったが、消防 用設備の機能停止及び火気設備器 具の使用が工事関係者から防火管							

	/I. (\(\dot \dot \dot \dot \dot \dot \dot \dot	88 B5 F	問題	点分類	潜在	危険	要因	分類	
	火災概要	問題点		В		С			
51	出火日時:平成 16年1月 20時 焼損程度:ぼや 死傷者:傷者1名(客、軽症) 原因等:4階飲食店の厨房から 出火。 建物概要: 用途:演芸場,飲食店,物 品販売店舗, 事務所 構造等:耐火11/2 面積:延3,180㎡	 出無いのでは、 、分のでは、 、分のでは、 、分のでは、 、分のでは、 、分のでは、 、分のでは、 、分のでは、 、分のでは、 、分のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のででは、 、のででででででででいる。 、のでででででででいる。 、のでででででででいる。 、のででででででででいる。 、のででででででいる。 、のでででででいる。 、のでででででいる。 、のでででででいる。 、のでででででいる。 、のでででででいる。 、のでででででいる。 、のでででででいる。 、のででででいる。 、のでででででいる。 、のでででででいる。 、のでででででいる。 、のででででいる。 、のでででででいる。 、のででででいる。 、のででででいる。 、のででででいる。 、のででででいる。 、のででででいる。 、のでででででいる。 、のででででいる。 、のででででいる。 、のででででいる。 、のでででででいる。 、のででででいる。 、のでででででいる。 、のでででででいる。 、のでででででいる。 、のでででででいる。 、のでででででいる。 、のでででででいる。 、のででででででいる。 、のでででででいる。 、のでででででいる。 、のでででででいる。 、のででででいる。 、のでででいる。 、のでででででいる。 、のでででででいる。 、のででででいる。 、のででででいる。 、のでででいる。 、のででででいる。 、のででででいる。 、のででででいる。 、のででででいる。 、のででででいる。 、のででででいる。 、のでででいる。 、のでででいるででいる。 、のでででいるでいるででいる。 、のでででいるででいるででいるででいる。 、のでででいるででいる。 、のでででいるででいるでいるででいるでいるででいるででいるでいるででいるででいるで							
50	焼損程度:部分焼 死 傷 者:なし 原 因 等:14 階厨房の天井裏か ら出火し、天井裏から、	らなかった。 ●自動火災報知設備と非常放送設備の連動が停止状態(地区音響装置停止)であった。 ●14 階へ現場確認の際に、非常用エレベーターを使用しなかった。また、必要な携行品を持参していなかった。							
52	出機 年 2 月 13 時 年 2 月 13 時 年 2 月 16 年 2 月 16 年 2 月 17 開	●自衛消防活動訓練は実施しているが、従業員の大半を占めるアルバイトに対する教育が行き届いていなかったため、初動対応が遅れた。●火災を確認した従業員が各階に火災の発生を知らせたが、知らせを受けたすべての者は誰かが通報したものと誤解し、通報が遅れた。							

	.1. /// IDT TE	99 97 b	問題:	題点分類 潜在危			危険	要因	分類	
	火災概要	問題点		В			С			
53	焼損程度:ぼや 死 傷 者:なし 原 因 等:3階飲食店の厨房内で 湯沸かし器から出火し、	防災センター勤務員は自動火災報知設備鳴動時、非常放送設備を使用しなかった。業務用の放送により避難の指示を実施したため、共用部分しか放送されず店舗内には周知されなかっ								
	舖,共同住宅等 構造等:耐火 17/2 面 積:延 83,984 ㎡	た。これにより地区隊の避難誘導が遅れた。 •厨房区画のシャッターが障害物の ため閉鎖できなかった。								
54	焼損程度:部分焼 死 傷 者:傷者3名(軽症) 原 因 等:中2階駅舎の清掃従業 員の仮眠室から出火。 建物概要: 用 途:駅舎,飲食店,事務 所 構造等:耐火7/1 面 積:延35,379㎡	警備であるとの認識のため、レストランのはは精通していない。 ・日頃から非火災報が発生していたため、地区音響装置の連動が活力といる。 ・防災はなかった。 ・防災に必要な資器材を携行していなかった。								
55	焼損程度:ぼや 死 傷 者:なし 原 因 等:6階遊技場で油の過熱 放置により出火。 建物概要:	 油の過熱中にその場を離れており、火気の取り扱いが不適切である。 火災発見時、直ちに通報が行われていない。 2~5階まで店舗の全面改装をしていたため、地区へルを事中の作業員約16名は火災に気がかった。 非常放送設備を使用しなかった。 								
56	出火日時:平成 16 年 10 月 20 時 焼損程度:ぼや 死傷者:なし 原因等:地下 4 階電気室に設置 してある扇風機より出 火。 建物概要: 用 途:複合用途 構造等:耐火 9/4 面 積:延 34,659 ㎡	●工事中における非火災報対策のため、主ベル、地区ベル及び他棟への移報を停止していた。								

	火災概要	問題点		5分類						
		,	Α	В	а	b	С	d	е	f
57		●油の過熱中にその場を離れてお								
	焼損程度:部分焼	り、火気の取り扱いが不適切であ								
	死 傷 者:傷者2名(従業員、軽症)	る。								
	原 因 等:7階パントリーで油の									
	過熱放置により出火。	た。								
	建物概要:	●非常放送設備を使わず、客に火災								
	用 途:カラオケボックス	を知らせるのが遅れた。								
	構造等:耐火 10/1									
	面 積:延1,788 ㎡									
58		●アルバイト店員の割合が多いた サードニへへを依が恐さった。これ								
	焼損程度:半焼	め、指示命令系統が確立できてい								
	死傷者:なし	ない部分があった。								
	原 因 等:2階衣料品売場から出 火。店舗内の衣類に何者									
	がが放火した疑い。									
	建物概要:									
	用途:物品販売店舗									
	構造等:耐火 2/0									
	面 積:延1,293 m²									
59	•	●消防隊の誘導に勤務員2名(全員)								
	焼損程度:ぼや	で対応したため、防災センターが								
	死 傷 者:なし	一時無人となり、防災センター専								
	原 因 等:地下1階ごみ集積所	用出入り口が施錠されていたこと								
	で、ごみの中に入ってい	から、到着した消防隊が防災セン								
	たたばこの火種が、ごみ	ターに入れず、出火箇所を早期に								
	くずに着火し火災とな	特定できなかった。								
	ったもの。	●防災センターが無人であったた								
	建物概要:	め、消防用水に部署した消防隊か								
	用 途:飲食店,物品販売店									
	舖,事務所,飲食店	ンターに要請したが連絡がとれな								
	等 	かった。								
	構造等:耐火 28/2	•プレアラームの警報ブザーが鳴動								
	面 積:延 44,045 ㎡	した時点で、防災センター勤務員								
		2 名のうち仮眠中の 1 名を起こさ								
		ず、1名で初期対応した。								

[凡例]

「問題点分類」の欄

A:防火管理意識の低下に係る問題点 B:教育・訓練の不適に係る問題点

: 発生火災に密接な関わりのあるもの

「潜在危険要因分類」の欄

a:都市の24時間化

b:防火対象物の高層・深層化

c:防火対象物の大規模化

d:都市の過密化

e:高齢者、外国人等の増加

f:雇用形態の変化

: 発生火災に密接な関わりのあるもの

:潜在危険要因の分類には該当するが、発生火災との密接な関わりはないもの

3 消防用設備等の活用状況からみた問題点

1995年(平成7年)から2004年(平成16年)の過去10年間に東京消防庁管内で発生した建物火災のうち、次のからの要件にすべて該当する防火対象物(以下「防火管理適正対象物」という。)で政令用途(政令別表第1に掲げる用途をいう。)部分から出火した火災について、分析を行った。

火元事業者から防火管理者選任届出がなされている防火対象物

火元事業者から消防計画の作成届出(内容が適正なものに限る。)がなされている防 火対象物

火元事業者が、自衛消防訓練(総合訓練に限る。)を年2回以上実施している防火対象物

(1) 防火管理適正対象物における屋内消火栓の活用状況

「屋内消火栓を使用する必要があった火災(224件)」について、屋内消火栓の活用 状況をみると、屋内消火栓を使用しなかった火災の割合は63%(140件)となってい る。(図 2.2.3.1 参照)

なお、使用しなかった理由をみると、「使用する意思がなかった」が 42 件(30%) 「濃煙が充満していた」が 16 件(11%)と最も多く、次いで「出火場所がわからなかった」が 13 件(9%) 「あわてていて使用できなかった」及び「消火困難場所から出火した」が 7 件(5%)となっている(図 2.2.3.2 参照)。

また、屋内消火栓を使用した火災 84 件のうち、効果的に使用できなかったものも 35 件(42%) ある。

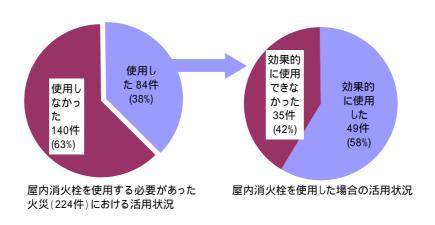


図 2.2.3.1 防火管理適正対象物における屋内消火栓の活用状況

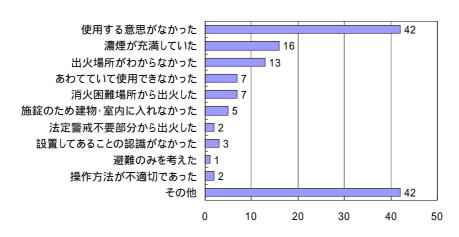


図 2.2.3.2 屋内消火栓を使用しなかった理由

(2) 防火管理適正対象物における放送設備の活用状況

「放送設備を使用する必要があった火災(328件)」について、放送設備の使用状況をみると、放送設備を使用しなかった火災の割合は40%(131件)となっている。(図2.2.3.3参照)

なお、使用しなかった理由をみると、「使用する意思がなかった」が 60 件 (46%) と最も多くなっており、設置されている設備が十分に活用されていないことがわかる (図 2.2.3.4 参照)。

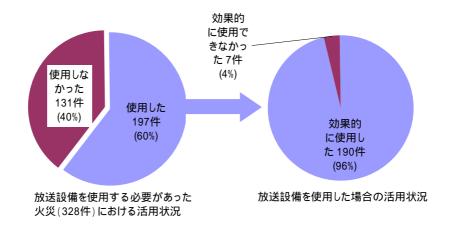


図 2.2.3.3 防火管理適正対象物における放送設備の活用状況

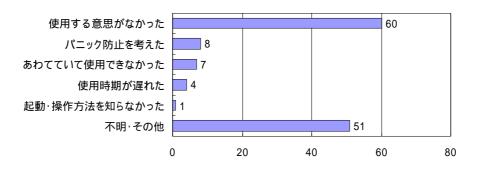


図 2.2.3.4 使用しなかった理由

(3) まとめ

「防火管理者の選任」、「消防計画の作成」及び「自衛消防訓練の実施」を法令どおり遵守していても、実火災をみると、「使用する意思がない」、「あわてていて使用できない」など、防火対象物関係者の認識不足や実動性が伴っていないなどの理由により屋内消火栓、放送設備を使用しなかったケースが多く見られる。

このことから、屋内消火栓、放送設備を有効に活用するためには、より実践的な訓練を実施し、実動性のある自衛消防組織を確立するとともに、防火対象物関係者各々が、高い防火管理意識を持ち自発的な活動を行えるような組織体制を確立することが重要である。